

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例（平成 28 年伊勢市条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 創生会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 創生会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 創生会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 創生会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 創生会議の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。